

函館市障害者等外出支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者等の公共交通機関の乗車料金の負担の軽減について必要な事項を定めることにより、施設等への通所など、障害者等の外出を支援し、社会活動への参加の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営交通機関等 函館市営の電車および函館バス株式会社の乗合自動車をいう。
- (2) 施設 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業および地域活動支援センター、学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による特別支援学校および特別支援学級ならびに健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項ならびに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法の規定による精神科デイ・ケアをいう。
- (3) 施設通所者等 施設に通っている者または就学している者をいう。
- (4) 介護対象者 市の区域内に住所を有する者で、第4条第1項第1号に該当するもののうち次のいずれかに該当するものまたは同項第2号もしくは第3号に該当する者
 - ア 身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引きについて（昭和57年1月6日付け社更第4号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）（以下「通知」という。）に規定する第1種身体障害者に該当する者
 - イ 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号（以下「障害程度等級表」という。）に規定する2級に該当

する者

ウ 通知に規定する第2種身体障害者に該当する者で、障害程度等級表に規定する視覚障害4級に該当するもの

エ 通知に規定する第2種身体障害者に該当する者で、障害程度等級表に規定する音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級に該当する者

(5) 介護人 介護対象者が市営交通機関等を利用する際に、当該介護対象者を安全迅速に乗降させるために同乗する者をいう。

(6) 無料利用証 施設通所者等が市営交通機関等を無料で利用できる証書をいう。

(7) 半額利用証 施設通所者等が市営交通機関等を半額で利用できる証書をいう。

(8) 乗車カード 市営交通機関等の事業者（以下「交通事業者」という。）が発行する額面1,000円の市電・バス共通乗車カードをいう。

(9) 半額乗車カード 交通事業者が定める割引料金により、市営交通機関等を利用できる交通事業者が発行する額面1,000円の市電・バス共通乗車カードをいう。

(10) 介護人専用半額乗車カード 介護人が交通事業者が定める割引料金により市営交通機関等を利用できる額面1,000円の市電・バス共通乗車カードをいう。

(11) 引換券 1枚につき乗車カード1枚と交換できる証書をいう。

(12) 助成券 1枚につき乗車カード1枚を500円で購入できる証書をいう。

（支援の内容）

第3条 この事業において行う支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 無料利用証の交付による市営交通機関等の交通料金助成

(2) 半額利用証の交付による市営交通機関等の交通料金助成

(3) 乗車カードの交付による市営交通機関等の交通料金助成

(4) 半額乗車カードの交付による市営交通機関等の交通料金助成

(5) 介護人専用半額乗車カードの交付による市営交通機関等の交通料金助成

(6) 引換券の交付による市営交通機関等の交通料金助成

(7) 助成券の交付による市営交通機関等の交通料金助成

(助成の対象者)

第4条 無料利用証，半額利用証，乗車カード，半額乗車カード，介護人専用半額乗車カード，引換券または助成券（以下「無料利用証等」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は，市の区域内に住所を有し，かつ，次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者で，障害程度等級表に規定する1級から4級までに該当するもの

(2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターもしくは同法第18条に規定する精神保健指定医により，知能指数が50以下の者と判定された知的障害者または知的障害児

(3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児で市長が定めるもの

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(5) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者

(6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第1条に規定する被爆者

2 前項に規定する市の区域内に住所を有する者とは，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民票に記録されている

者および市の区域内に居住する者で本市の住民票に記録されていないもののうち，市長が特に認めるものとする。

（交付の区分）

第5条 無料利用証等の交付を受ける者は，次の各号に掲げる無料利用証等の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

- (1) 無料利用証 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する施設通所者等（第2条第2号に掲げる精神科デイ・ケアに通っている者を除く。）および同項第4号に該当する者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級の1級もしくは2級に該当するもの（以下「手帳1級等所持者」という。）のうち施設通所者等
- (2) 半額利用証 前条第1項第4号に該当する者（手帳1級等所持者を除く。以下「手帳3級所持者」という。）で施設通所者等
- (3) 乗車カード 前条第1項第6号に該当する者
- (4) 半額乗車カード 前条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する者
- (5) 介護人専用半額乗車カード 介護対象者
- (6) 引換券 手帳1級等所持者および前条第1項第5号に該当する者
- (7) 助成券 手帳3級所持者

2 前項第1号に掲げる者で介護対象者にあつては，当該介護対象者に係る介護人についても，市営交通機関等を無料で利用できる旨を表示した無料利用証の交付を受けることができる。

（介護人）

第6条 介護人は，無料利用証または介護人専用半額乗車カードを利用することができる。

2 無料利用証または介護人専用半額乗車カードを使用できる介護人は満12歳以上の者とし，1回の乗車につき1名とする。

（無料利用証等の交付申請）

第7条 助成対象者は，無料利用証等の交付を受けようとするときは，別記第1号様式の申請書により市長に申請しなければならない。ただ

し、第5条第1項第3号から第5号までのいずれかに該当する者が、2回目以降の交付を受ける場合にあっては、申請書の提出は要しないものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、受給資格があると認定した者（以下「受給資格者」という。）について助成を行うものとする。

3 受給資格者は、第5条第1項各号の複数の区分に該当する場合および函館市高齢者交通料金助成事業実施要綱（平成24年3月23日施行）に規定する区分に該当する場合であっても、重複して無料利用証等の交付を申請することはできない。

（無料利用証等の様式）

第8条 市長は、無料利用証等の交付を決定したときは、申請者に対し次に掲げる様式の無料利用証等を交付するものとする。

(1) 無料利用証（次号に該当する者を除く。） 別記第2号様式

(2) 無料利用証（介護対象者に限る。） 別記第3号様式

(3) 半額利用証 別記第4号様式

(4) 乗車カード 交通事業者の定める様式

(5) 半額乗車カード 交通事業者の定める様式

(6) 介護人専用半額乗車カード 交通事業者の定める様式

(7) 引換券 別記第5号様式

(8) 助成券 別記第6号様式

（無料利用証等の交付枚数）

第9条 無料利用証等の交付枚数は、1年度当たり次に掲げるとおりとする。

(1) 無料利用証 1枚

(2) 半額利用証 1枚

(3) 乗車カード 72枚

(4) 半額乗車カード 36枚

(5) 介護人専用半額乗車カード 36枚

(6) 引換券 72枚

(7) 助成券 72枚

2 年度の途中において受給資格者となった者への前項第3号から第7号までの交付については、次の各号に掲げる受給資格者となった時期の区分に応じ、当該各号に掲げる交付枚数とする。ただし、同項第4号および第5号の交付については、2分の1を乗じた交付枚数とする。

(1) 4月2日から6月30日までの間 72枚

(2) 7月1日から9月30日までの間 54枚

(3) 10月1日から12月31日までの間 36枚

(4) 1月1日から3月31日までの間 18枚

3 乗車カードの交付は、1回につき6枚までとし、当該年度の2回目以降の交付を受けようとするときは、乗車カード1枚につき使用済みの乗車カード1枚を提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き、乗車カードの交付を受ける者は、当該年度の初回の交付を受けようとするときも、乗車カード1枚につき使用済みの乗車カード1枚を提出しなければならない。

4 半額乗車カードの交付は、1回につき6枚までとし、当該年度の2回目以降の交付を受けようとするときは、半額乗車カード1枚につき使用済みの半額乗車カード1枚を提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き、半額乗車カードの交付を受ける者は、当該年度の初回の交付を受けようとするときも、半額乗車カード1枚につき使用済みの半額乗車カード1枚を提出しなければならない。

5 介護人専用半額乗車カードの交付は、1回につき6枚までとし、当該年度の2回目以降の交付を受けようとするときは、介護人専用半額乗車カード1枚につき使用済みの介護人専用半額乗車カード1枚を提出しなければならない。ただし、前年度に引き続き、介護人専用半額乗車カードの交付を受ける者は、当該年度の初回の交付を受けようとするときも、介護人専用半額乗車カード1枚につき使用済みの介護人専用半額乗車カード1枚を提出しなければならない。

(乗車カードとの引換等の方法)

第10条 引換券および助成券は、次に掲げる方法により、乗車カードと

引き換え，および乗車カードを購入することができる。

(1) 引換券 市の指定する引換所において，1回につき6枚までの引換とし，7枚目以降の引換の際は，引換券1枚につき使用済みの乗車カード1枚を提出しなければならない。ただし，前年度に引き続き，引換券の交付を受けた者は，当該年度の初回の引換の際も，引換券1枚につき使用済みの乗車カード1枚を提出しなければならない。

(2) 助成券 市の指定する販売所において，1回につき6枚までの購入とし，7枚目以降の購入の際は，助成券1枚につき使用済みの乗車カード1枚を提出しなければならない。ただし，前年度に引き続き，助成券の交付を受けた者は，当該年度の初回の購入の際も，助成券1枚につき使用済みの乗車カード1枚を提出しなければならない。

(無料利用証等の通用期間)

第11条 無料利用証等(第8条第4号から第6号までに掲げるものを除く。)の通用期間は，4月1日から翌年の3月31日まで(4月2日以後に交付する場合にあっては，当該交付する日から当該交付する日の属する年度の末日まで)とする。

(無料利用証等の通用区間)

第12条 無料利用証等(第8条第7号および第8号に掲げるものを除く。)の通用区間は，次のとおりとする。

(1) 市営電車の運転系統の全区間(箱館ハイカラ號の車両および貸切運行による運転系統の全区間を除く。)

(2) 函館バスの運転系統のうち，市の区域内の停留所相互区間(お元気バス，リング，五稜郭タワーシャトルバス，トラピスチヌシャトルバス，函館山五稜郭登山バス，イルミネーション登山バスおよび貸切運行による運転系統の全区間を除く。)

(無料利用証等の交付を受けた者の責務)

第13条 無料利用証等の交付を受けた者(以下「使用者」という。)は，次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用者は、市営交通機関等を利用するときは、乗務員に無料利用証等（第8条第7号および第8号に掲げるものを除く。）を提示しなければならない。

(2) 使用者は、無料利用証等を他人に売却し、譲渡し、または転貸してはならない。

（届出）

第14条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、その事実の生じた日から10日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所または氏名に変更があったとき。

(2) 受給資格に変更があったとき。

(3) 無料利用証または半額利用証を紛失し、または損傷したとき。

（無料利用証等の返還）

第15条 使用者は、次の各号のいずれかに該当したときは、無料利用証等を市長に返還しなければならない。

(1) 受給資格を失ったとき。

(2) 紛失した無料利用証または半額利用証を発見したとき。

(3) 前年度に交付された無料利用証等（乗車カード、半額乗車カードおよび介護人専用半額乗車カードを除く。）を所持しているとき。

2 市長は、使用者の無料利用証等の不正な使用を発見したときは、これを返還させ、または無料利用証等の交付を一定期間停止するものとする。

（無料利用証等の再交付）

第16条 使用者が無料利用証等（第8条第1号から第3号までに掲げるものを除く。）を紛失したときは、再交付を受けることができない。

（実施体制）

第17条 事業の実施に当たっては、第4条第1項各号に掲げる助成対象者の区分に応じ、同項第1号から第4号までに該当する者については保健福祉部障がい保健福祉課が、同項第5号に該当する者については保健福祉部地域福祉課が、同項第6号に該当する者については保健所保健予防課がそれぞれ必要な事務を行うものとする。

(補 則)

第18条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第3号の規定は、平成24年3月23日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に函館市障害者等に対する市営交通機関等利用証交付規則（昭和48年函館市規則第38号）により無料利用証または半額利用証の交付を受けている者（同規則第2条第1号から6号に掲げる者に限る。）は、受給資格者とみなす。ただし、第4条各号に該当しなくなった場合は、この限りではない。
- 3 助成の申請の手続その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別記第1号様式(第7条関係)

函館市障害者等外出支援事業利用申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 函館市

申請者 氏名 印

電話 -

受給資格者との続柄 父・母・夫・妻・その他()

次のとおり利用の申請をします。

(フリガナ) 受給資格者 の氏名				生年 月日	明治 昭和 大正 平成	年 月 日 (歳)
受給資格者 の住所等	住所 函館市 電話	町 丁目 局	番 号 番	保護者 の氏名		受給資格者 との続柄
手帳	手帳番号 第 号					
受給資格者の区分 該当箇所に を記入				交付対象の区分 希望する1つに を記入		
身体障害者	1種	2種	1級 2級 3級 4級	(1)乗車カード (2)利用証		
知的障害者	重度 中度					
障害児	重度 中度 特児受給					
精神障害者	1級 2級			(1)引換券 (2)利用証		
	3級			(1)助成券 (2)半額利用証		
戦傷病者				引換券		
原子爆弾被爆者				乗車カード		

(注) 精神科デイ・ケアに通われている方は、医療機関発行の施設通所者等証明書を添付してください。

通所施設(施設通所者等のみ) 通所(通学)している全ての施設を記入,*どちらかに を記入				
施設名称	乗車停留所(自宅)	降車停留所(施設)	*交通機関	片道運賃
			市電・函バス	
			市電・函バス	
			市電・函バス	

.....
ここから下は記入しないでください。

介護人対象者	該当 非該当	精神科デイ・ケア証明書	有 無
--------	--------	-------------	-----

別記第 2 号様式 (第 8 条関係)

函館市障害者等外出支援事業		
施設通所者等		
市電・函館バス利用証		
 無 料		
氏名		
	年齢	歳
有効期限		
函館市長 印		

別記第 3 号様式 (第 8 条関係)

函館市障害者等外出支援事業		
施設通所者等		
市電・函館バス利用証		
 無 料 (介護人付)		
氏名		
	年齢	歳
有効期限		
函館市長 印		

別記第 4 号様式（第 8 条関係）

函館市障害者等外出支援事業		
施設通所者等		
市電・函館バス利用証		
半 額		
氏名		
	年齢	歳
有効期限		
函館市長 印		

別記第 5 号様式（第 8 条関係）

- (1) 前年度に引換券の交付を受けていない者の全 7 2 枚中，1 枚目から
6 枚目まで

年度	
函館市福祉専用乗車カード	
引換券	1,000 円分
有効期限	
	函館市長 印
<u>使用済みカード不要</u>	
引換所	_____

- (2) 前年度に引換券の交付を受けていない者の全72枚中，7枚目から72枚目まで，および前年度に引き続き，引換券の交付を受けた者の全72枚

年度
函館市福祉専用乗車カード
引換券 1,000円分
有効期限
函館市長 印
使用済みカードが必要です。
引換所 _____

別記第6号様式（第8条関係）

- (1) 前年度に助成券の交付を受けていない者の全72枚中，1枚目から6枚目まで

年度
函館市福祉専用乗車カード
半額助成券 500円分
有効期限
函館市長 印
現金500円が必要です。 <u>使用済みカード不要</u>
販売所 _____

- (2) 前年度に助成券の交付を受けていない者の全72枚中，7枚目から72枚目まで，および前年度に引き続き，助成券の交付を受けた者の全72枚

年度
函館市福祉専用乗車カード
半額助成券 500円分
有効期限
函館市長 印
現金500円と使用済みカードが必要です。
販売所 _____